

# 交通に関する規則

## 基本方針

本校交通規則は、頻発する高校生のバイク等による交通事故・違反を防止するとともに、正しい交通ルールの高揚を図り、高校生としての基本的生活態度を養うことを目標とする。

### (1) 自転車通学について

- ① 自転車通学生は、ステッカーを自転車後部等の確認しやすい場所に貼ること。  
※年度当初、自転車点検等を実施する。
- ② 自転車は校内の決められた場所へ駐輪すること。
- ③ 雨天時は、必ずカッパを着用し、傘さし運転をしないこと。
- ④ 二人乗りや並列運転はしないこと。
- ⑤ ヘルメットは自分の命を守るために、着用することを推奨する。

### (2) バイク通学について

- ① バイク通学は、許可制とし通学規定の条件を満たさなければならない。

#### 【通学規定】

※原則、公共交通機関を利用すること。ただし、学校からの通学距離が5 km以上、10 km以下であればバイク通学を許可する場合がある。地域の環境によっては、距離の条件を満たしていても許可する場合がある。(特例措置)

※自宅から最寄り駅までの距離が2 km以上、学校までの通学距離が10 km以上ある場合は最寄りの駅までバイクを利用することができる。

- ② 登録後はステッカーをバイク後部に貼ること。
- ③ 登録車両以外のバイクでの通学は禁止する。
- ④ 防寒着の着用にあたっては、本校服装規定に拘わらず目につく華美なものでも良いが、校舎では着用しない。

### (3) 免許取得について

#### 【原付免許】

- ① 誕生日を迎えた後の長期休業期間から取得することができる。希望者は、保護者同伴で生徒サポート部の全体説明会に出席をした後に許可をする。
- ② 長期休業期間(夏休み、冬休み、春休み)を利用して免許取得をすること。
- ③ 「免許取得許可申請書」をホーム主任に提出すること。
- ④ 免許取得者は、安全運転を確約する誓約書を保護者連署のうえ学校に提出すること。
- ⑤ 原動機付自転車(50 cc)以外のバイクの免許取得は許可しない。
- ⑥ 免許証の写真是本校指定の制服であること。
- ⑦ 免許の無断取得、無許可通学、その他交通に関する規則に違反した者に対して免許証預かり指導などを行う場合もある。
- ⑧ 免許取得者は、毎年実施している「原動機付自転車安全運転講習会」を受講すること。
- ⑨ 道路交通法違反や事故に遭遇した場合、速やかにホーム主任・生徒サポート部に報告する。

～使用するバイク等について～

- ① スクータータイプ(変速ギアの無いもの)とする。
- ② ヘルメットはフルフェイス型とし、シールドは無色透明が望ましい。
- ③ 任意保険に加入することが望ましい。
- ④ 完全に整備されたバイクを使用し、貸借や改造は厳禁とする。
- ⑤ バイク購入時には、生徒サポート部に報告・登録し、ステッカーをバイク後部の確認しやすい場所に貼ること。  
※バイク通学生以外の場合も同様。

#### 【普通免許】

- ① 自動車学校へは、3年次生の10月1日（4年次生は、4年次生の10月1日）以降、進路が決定していれば入校（受講）することができる。また、後期中間試験終了後からは、進路先未決定の就職希望者も卒業の見込がたっていれば入校（受講）することができる。希望者は、保護者同伴で生徒サポート部の全体説明会に出席した後に許可をする。  
※事前説明会は原則、前期終業式の日に行う。
- ② 「自動車学校入校許可願」をホーム主任に提出すること。
- ③ 受講（教習）する際の服装は、大方高校の制服とする。
- ④ 授業・学校行事等に支障がないように。また、定期試験発表日から試験終了までの期間は自動車学校の受講（教習）は禁止とする。
- ⑤ 本校卒業までに自動車学校を卒業した場合には、自動車学校の「修了証書」を学校（大方高校）もしくは自動車学校に預けること。
- ⑥ 免許センターでの学科試験は原則、本校卒業式翌日からとする。特例措置でそれまでに免許取得をした場合、卒業式まで免許証を学校に預ける。
- ⑦ 自動車学校での受講態度は、本校生徒として自覚をもって受講すること。
- ⑧ 受講（教習）後は、すぐに帰宅すること。
- ⑨ 無許可で免許取得や自動車学校へ入校した生徒は、生徒指導の対象とする。